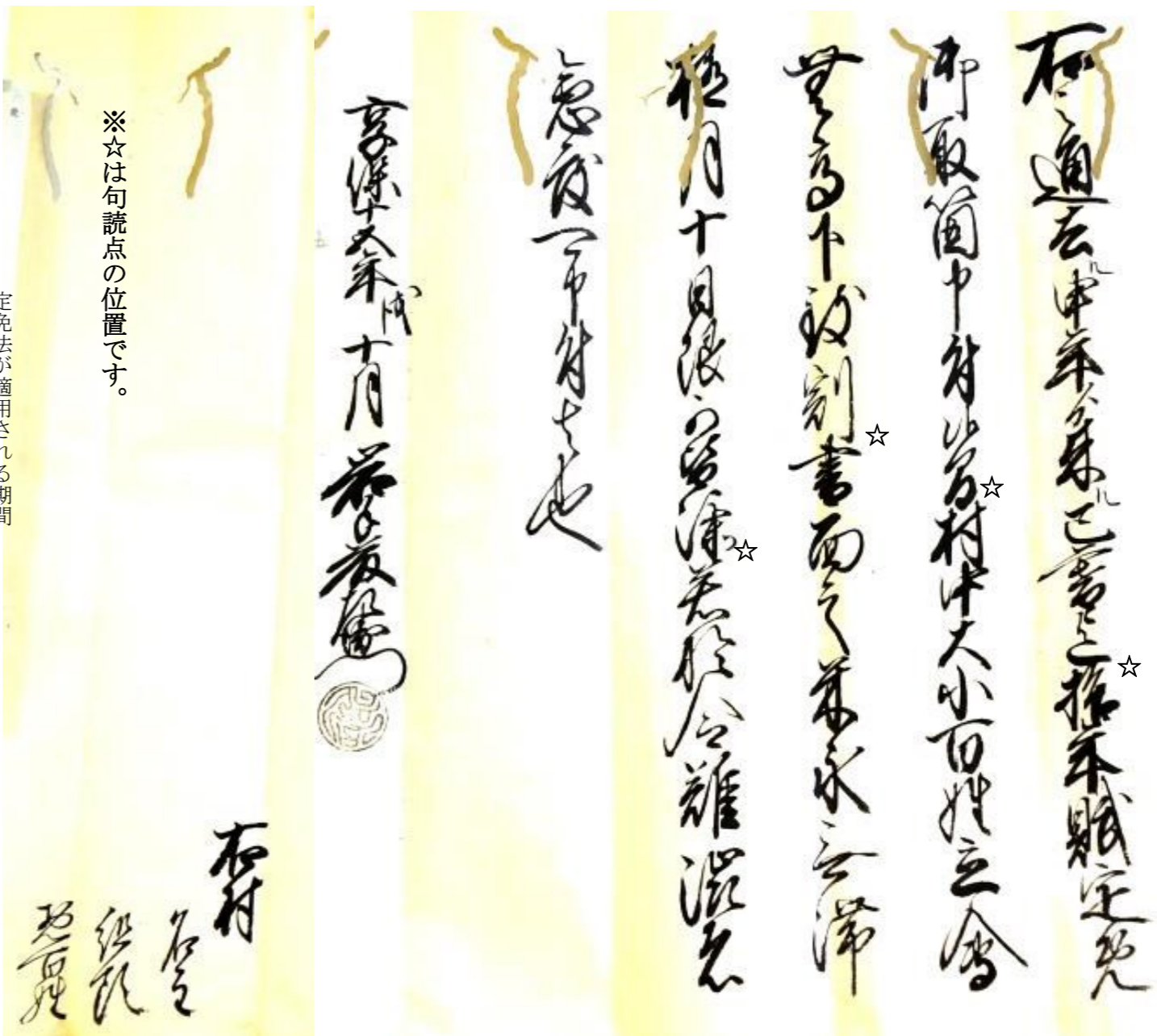


・くずし字をみて、マス目をうめてみましょう。マスの下か右側にヒントが書かれています。



☆☆は句読点の位置です。

定免法が適用される期間

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 身分に関係なく年貢を割って | | | | | | | | | | | | 年貢 | | | | | | | | | | | |
| 十二月 | | | | | | | | | | | | 年貢 | | | | | | | | | | | |
| 必ず | | | | | | | | | | | | 支障なく | | | | | | | | | | | |
| までに | | | | | | | | | | | | もし | | | | | | | | | | | |
| 日付 | | | | | | | | | | | | 差出人 | | | | | | | | | | | |
| 受取人 | | | | | | | | | | | | 印 | | | | | | | | | | | |

●用語解説

・定免(じようめん)：過去の平均租率に基づき、豊凶にかかわらず、一定の年限を限って定額あるいは定率の年貢を納める徴税法。ここでは十年間の定免が取られた。

・取箇(とりか)：成箇(なりか)ともいう。年貢のこと。

・永(えい)：主に畑年貢などに用いられた銭貨の名目的呼称。金一両＝永一貫文。

・極月(ごくげつ)：陰暦十二月の異称。

・急度(きつと)：必ず。しっかりと。相違なく。

・岩手藤左衛門(いわてとうざえもん)：岩手(出)藤左衛門信猶(のぶなお)。享保七年から十七年まで代官を務めた。

●村請制度とは？

江戸時代、村役人を通じて年貢や諸役を一村惣百姓の連帯責任で納めさせる制度。

●村方三役とは？

江戸時代に郡代・代官のもとで、村内の民政をつかさどった、名主(なぬし)・組頭(くみがしら)・百姓代(ひやくしやうだい)の総称。名主は村の長として、年貢や夫役のとりまとめをしていた。

●年貢割付状に書かれること

今回テキストに用いている史料は、野口村に宛てられた享保十五年の「年貢割付状」(小山家文書)です。年貢割付状とは、年貢の納税額通知書のことです。年貢は、年に何回かわけて納められ、時には一部が翌年に納められることもありました。年最後の納入の際、おおよそ十一月ごろに、村に対して割付状が出されました。

割付状に記される年貢には、田・畑・屋敷に課される「本年貢(ほんねんぐ)」、本年貢以外の「小物成(こものなり)」、幕領に対し村高に応じて課せられた「高掛三役(たかがりさんやく)」などがあります。

また、年貢割付状には、今回扱ったような納期に関することが奥付に記されました。本条では、十二月十日までが納入期限として伝えられています。また、村請制度では村役人が責任をもって年貢の割付を行うことから、すべての百姓が立ち会いのもと身分に関係なく割り付けるようにと添えられています。

こうして、割付状をもとに年貢がすべて上納されると、具体的にどのような形で納められたかを記された年貢請取証である「年貢皆済状」が発給されます。

●参考文献

- 『東村山市史7 資料編近世1』(東村山市)
- 『税金今昔く租税資料から村がみえる』(東村山市)
- 北原進『近世農村文書の読み方・調べ方』(雄山閣出版)